

第 10 号 平成 27 年 11 月 10 日 東ト協 適正化事業部

運転日報の作成・保存について

今回は運転日報についてです。運転日報は、運行管理者が乗務員の乗務実態を把握する ことが目的であることから、過労や過積載等を防止するための資料として活用できるよう、 乗務員ごとに適正に記録をさせる必要があります。

1. 運転日報の記載項目【貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条(乗務等の記録)】

- ① 運転者氏名
- ② 自動車登録番号または車番
- ③ 乗務開始及び終了の地点・日時、主な経過地・乗務距離
- ④ 運転者の交替があった場合には、交替の地点、その日時
- ⑤ 休憩・睡眠の地点、その日時(10分未満の休憩については省略可能)
- ⑥ 車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の貨物自動車にあっては、貨物の 積載状況
- ⑦ 事故または著しい運行の遅延、その他異常な状態があった場合は、その概要及び原因
- ⑧ 運行指示書を必要としない運行から、必要とする運行に変更した場合にはその内容

運行管理者は乗務後点呼の際に、運転日報を受け取るだけでなく、記入漏れがないか十分確認してください。さらに、提出された運転日報を参考に乗務実態を把握し、乗務割や乗務調整等を行う必要があります。

2. 記入漏れの事例

- <休憩日時・場所>記入漏れが最も多い項目です。休憩日時は「○時間」ではなく「○時○分~○時○分」と記入し、休憩場所は「新宿区四谷」のように町名まで記入してください。
- <貨物の積載状況>大型車(車両総重量8 t 以上又は最大積載量5 t 以上に限る)に乗務した際は、運転日報もしくは運行記録紙に貨物の「重量又は個数、積載状況」などを可能な限り詳しく記入してください。

【「乗務時間等告示遵守違反に対する巡回指導」について】

前号では過労運転防止についてお伝えしましたが、国交省は7月21日付で「乗務時間等告示違反トラック事業者に対する指導方針について」を発出し、9月1日から適用しています。これに伴い、運輸支局に労基通報があった営業所は、まず適正化実施機関が巡回指導を実施し、運輸支局に巡回指導結果の報告を行います。ただし、当該手続き中であっても、重大事故が発生した場合や通報の内容から早急の対応が必要な場合等は、監査を実施する場合があります。また、巡回指導を拒否したり指導に従わない事業者や、改善がみられないなど指導後の違反状況等によっては、運輸支局が監査を実施します。

【記入例】

平成27年 11 月	10日(火)天候:『	情れ	連	転	H :	轮	会社名	○○運輸㈱	営業列	「名 ○○
運転者氏名	東京	太郎自動車登録番号		1009	最大	積載量 7	7トン 3	運行管理者	000	00 印	
乗務開始地点 乗務開始日時	〇〇車庫 10日 9:00			乗務終了地点乗務終了日時		〇〇車庫 10日 20:30			· ·	務終了キロ	OOO#
来務開始日時主な経過地点	車庫 ~			→ 大伤	0.0	~ 車庫				務距離	○○○ [‡] ը
休憩・睡眠の記録 1回目の休憩睡眠 休憩睡眠日時 休憩睡眠地点	10日 12	:00~13:00)	2回目の休憩 木憩睡眠日時 木憩睡眠地点	F P	8 ほ	宇間を超汐 超える場	える場合 合 4 5 <i>9</i>	1 時間以」 分以上の休 	二、6 時間 憩が必要	<i>b</i>
*貨物の積載状況の記入は 顧客名	は、過積載運送の有 品 名	「無を判断するもの * 貨物の 重量又は個数		1 出		が適切に固縛 発 メーター	、 _{固定され、} 到着地	偏荷重がない 到着時	主	Tである場合〇月 実車 走行距離	ラを記入すること。 所要時間
000	00	5t 1個	0	00	00:00)	000	0:0)	OO* ₁₁	00:00
					:	* n		連続運転30分以	54時間を 上の運転	超える場合 惟脱が必要	
		が交替した			:	+ ₁ + ₁ + ₁		:	* p	キ ロ	:
運転者交替地点	かの用学な仏祭	交替日	-	月 日	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	L	L 也点	· ·	交替日時		:
著しい運行の遅延その ※デジタコ使用 耳				ボタン操作を研	産実に行ってく	ください。休	憩の押し忘	これなどに	も十分注意し	てください。	